

尾瀬ボランティア規程要綱

1 規程が必要とされる背景

平成8年6月から活動を開始した尾瀬ボランティアは、これまでの10年間、入山口啓発を中心に入山者へのマナー呼びかけを行うとともに、美化清掃活動や自然解説活動、植生保護活動など多岐にわたる活動を財団と共に展開し、尾瀬の自然の環境保全に大きく貢献してきた。

しかしながら、ボランティアが活動を行うに当たって当然に必要なビジョン、役割等を明確に示してこなかったために、尾瀬ボランティアの間に目的意識の喪失、達成感の欠如を訴える声も出てきているほか、財団職員との間に活動に対する認識のずれ等が生じるなどしている。

2 規程整備の趣旨

尾瀬ボランティアと財団との関係を明確化し、双方が共通した目的意識を持って、連携・協調しながら、今後とも尾瀬の自然環境の保全に寄与できるよう、「尾瀬ボランティア規程」を整備する。

3 規程案の概要

(1) 趣旨

寄附行為第41条の規定に基づき、財団と連携・協調しながら自主的かつ主体的に活動するボランティアに関し必要な事項を定める。

(2) 活動目的

- ア 尾瀬の自然に対する理解の促進
- イ 尾瀬における適正な公園利用の推進
- ウ 尾瀬の自然環境の保全及び復元
- エ 尾瀬の環境美化
- オ 尾瀬における利用施設の適正な維持管理
- カ 自然環境保全意識の普及啓発

(3) 活動の内容・期間等

ア 活動内容

- (ア) 自然解説活動（スポット解説、自然情報収集など）
 - (イ) 入山者啓発活動（入山口啓発など）
 - (ウ) 自然環境保全活動（植生復元・保護作業、外来植物除去作業など）
 - (エ) 環境美化活動（巡回美化清掃など）
 - (オ) 施設維持管理活動（木道除雪、公衆トイレ清掃、木道等の巡視・点検など）
 - (カ) 地域活動（尾瀬レクチャー、尾瀬ツアーパンフレット収集など）
 - (キ) その他尾瀬ボランティアの活動目的に資するもの
- イ 年次ごとに定める活動計画に基づき活動

ウ 活動期間

(ア) 現地活動 5月中旬から10月中旬まで

(イ) その他の活動 通年

(4) 活動に当たっての留意事項

ア 財団の目的を十分に理解した上で活動すること

イ 尾瀬の自然の保護に積極的な意思を有すること

ウ 尾瀬の魅力を多くの人に伝え、共有しようとする

エ 社会貢献活動の実践者として自覚し、常に責任ある行動をとること

オ 利用者、事業者、その他尾瀬に関わるすべての人と適切な関係を保つこと

(5) ボランティア登録手続き等

ア 応募資格

(ア) 尾瀬の自然環境の保全に寄与しようとする意思を有する者

(イ) 18歳以上で心身ともに健康なこと

イ 応募手続き

応募書類(顔写真貼付)を提出

ウ 審査・研修

(ア) 応募書類の審査

(イ) 通信研修(レポート研修)及び現地研修

エ 認定・登録

上記研修の結果、適当と思われる者を尾瀬ボランティアに認定し、登録する。

(6) 登録期間

2年間(本人の申し出により更新)

(7) 登録取り消し・非更新

ア 登録期間中に活動実績がない者は更新しないものとする。

ただし、当該期間中に活動ができない特別な事情があったと認められるときは、更新することができる。

イ 尾瀬ボランティアとして適切でない行動があった者は、登録期間中であっても登録を取り消し、または、更新をしない。

(8) 必要物品の支給等

尾瀬ボランティア証、指導用マニュアルその他ボランティア活動に必要な物品を支給または貸与する。

(9) 費用負担

活動に伴う経費は、原則として自己負担とする。

(10) 財団の支援

ア ボランティア活動を適切に行うことができるよう所要の措置を講ずる。

イ 必要な調整及び助言を行う。

(11) 事故・損害補償

財団が全ボランティアを対象にボランティア保険に加入する。